

入札説明書

—さくら美化センター精密機能検査業務—

さくら美化センター精密機能検査業務に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 業 務 名 | さくら美化センター精密機能検査業務 |
| (2) 業 務 番 号 | — |
| (3) 業 務 場 所 | 奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3 |
| (4) 業 務 の 内 容 | 主な業務は以下のとおり
主な業務は以下のとおり
・協議打合せ
・施設の概要
・運転管理実績
・設備・装置等の状況
・改善点の指摘 |
| (5) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和9年3月30日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 金 6, 589, 000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含みます。) |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 入 札 方 法 | 事後審査型一般競争入札 (郵便入札) |
| (9) 入 札 回 数 | 1回 |
| (10) 入 札 保 証 金 | 免除
さくら広域環境衛生組合契約規則 (平成28年4月1日規則第8号) 第2条において準用する、大淀町契約規則 (昭和40年9月15日規則第5号) 第4条第1項ただし書きの規定により入札保証金は免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、入札金額 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) の100分の5に相当する額を納めなければなりません。 |
| (11) 落札者の決定方法 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。 |
| (12) 支 払 条 件 | 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から30日以内
前払金については、さくら広域環境衛生組合公共工事の前金払及び中間前金払に関する要綱 (平成29年11月施行) によるものとします。 |
| (13) 議 会 の 議 決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本委託業務の入札公告日において、組合構成町村 (大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村及び東吉野村) のうち、いずれかの自治体の入札参加資格者名簿に、「建設コンサルタント業務」で登録がある者で、次

に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出した者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

(1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

①奈良県内に本店又は代理権限を持つ支店・営業所を有すること。

②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく建設コンサルタントの「廃棄物」部門の登録を受けている者であること。

③過去10年間に地方公共団体（一部事務組合、広域連合等を含む）が発注した同種業務（以下、同じ）を元請として受託し、完了した実績を有していること。

※【同種業務】一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）の精密機能検査業務

※過去10年間は平成28年4月1日から本業務の公告日までとする。

(2) 次に示す管理技術者、照査技術者（以下、「配置予定技術者」といいます。）をこの業務を行う期間中配置できること。なお、配置予定技術者は、直接的な雇用関係にある者（代表者可）とし、そのうち管理技術者にあつては、競争入札参加表明書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。監理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

①管理技術者

ア 技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。以下同じ））

イ 技術士（総合技術管理部門－廃棄物・資源循環）

②照査技術者

次のいずれかの資格を有する者とする。

ア 技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）

イ 技術士（総合技術管理部門－廃棄物・資源循環）

(3) 単体企業であること。（共同企業体を構成することは不可とします。）

(4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(5) 競争入札参加表明時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県又は組合構成町村の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(6) 破産法（平成16年6月法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年12月法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年6月法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年12月法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年4月法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 設計図書等の閲覧及び質疑回答

(1) この業務に係る仕様書、参考資料等（以下「設計図書等」という。）は下記の期間及び場所で閲覧に供します。

① 期 間 令和8年7月1日（水）から令和8年7月10日（金）まで の午前8時30分から午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時まででは除きます。）

② 場 所 〒639-3121
奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3
さくら広域環境衛生組合 事務局

③ 入札参加希望者は、設計図書等の閲覧時に必ず設計図書閲覧申請書を持参のうえ来局してください。

※ 設計図書閲覧申請書は入札参加希望者の従業員による作成・提出でも可としますが、その際は、従業員証明書等をご提示いただき、名刺1枚を提出してください。

※ 設計図書閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページ（<http://www.town.oyodo.lg.jp/>）でダウンロードすることができます。

(2) 入札参加希望者（代わりに行う従業員を含みます。）が設計図書等を閲覧していない場合は、入札に参加することができません。

(3) 質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書を電子メールにて提出してください。なお、必ず電話により到着したか確認してください。持参によるものは受け付けません。

① 期 間 令和8年7月1日（水）から令和8年7月10日（金）まで の午前8時30分から午後5時まで

② 送 信 先 さくら広域環境衛生組合 事務局

③ 電話番号 0746-47-2215（直通）

④ E-mailアドレス sakura-kouiki@kcn.jp

なお、期限までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

(4) 質疑書に対する回答については、令和8年7月17日（金）午後5時までに事務局より各者に質疑書に記載されたE-mailアドレス宛に送付します。（ただし、いずれの者からも質疑がなくその旨を回答する場合や質疑内容等により仕様に重大な変更を生じない場合は、回答時において既に辞退した者を除きます。）

(5) 設計図書等の閲覧時にデータ（CD-R）の貸出を受けた場合は、第5（1）①に定める入札書提出締切日までに返却してください。

第4 競争入札参加表明書の提出

(1) この業務の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加表明書を次のとおり提出しなければなりません。

① 期 間 令和8年7月1日（水）から令和8年7月10日（金）まで（必着）

※到着期限後に到着した表明書については無効となります。

※持参による場合は上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時まででは除きます。

② 場 所 〒639-3121
奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3
さくら広域環境衛生組合 事務局

③ 提出方法 提出は、「書留郵便」による郵送、または持参によること。

④ その他 競争入札参加表明書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームペ

ージでダウンロードすることもできます。

第5 入札の手続き及び開札の日時等

(1) 入札書は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留郵便としてください。作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、『郵便入札の概要』を参照してください。)

① 提出期限 **令和8年7月29日(水)まで【必着】**

※ 提出期限後に到着した入札については無効となります。

② 提出場所 〒639-3121

奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3

さくら広域環境衛生組合 事務局

(2) 開札の日時 **令和8年7月30日(木) 午後3時**

(3) 開札の場所 さくら美化センター 会議室

(4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書を開札日前日(開札日前日がさくら広域環境衛生組合の休日を定める条例に規定する組合の休日に当たるときは、その直前の開庁日とします。)の正午までにさくら広域環境衛生組合事務局まで、FAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。

なお、開札立会申請書を提出後、開札日までにさくら広域環境衛生組合事務局より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には、入札執行事務に関係のない事務局職員が立会を行います。

第6 入札の方法等

(1) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回(入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。)することはできません。

(2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。

(3) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。

① 辞退届を持参により提出する。

② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便により郵送する。

(4) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第7 入札の無効

(1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。

① 入札書に記名、押印を欠く入札(不明瞭で確認しがたい場合を含む。)

② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札

③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札

④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札

- ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印（訂正印）のない入札書による入札
 - ⑦ 極端に低い価格の入札（建設工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
 - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除した場合を除く。）
 - ⑨ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 職員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、さくら広域環境衛生組合の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記（2）のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者（代理人を含みます。）の出席のもと、「くじ」により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者があるときは、当該入札者に代えて職員に「くじ」を引かせることとします。
- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。
- また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確

認を行います。

- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
 - ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ・定められた期間内に一般競争入札参加資格確認申請書を提出しないとき
- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 **落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して4営業日以内** の午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。）
- (2) 提出場所 〒639-3121
奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3
さくら広域環境衛生組合 事務局
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添えて提出するものとします。
- ・各種法令等に基づく登録の状況を記載した書面
 - ・同種業務、類似業務の実績調書
 - ・配置予定技術者の資格・実績報告書【監理技術者・照査技術者】
 - ・地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面
 - ・モラルに対する決意
 - ・競争入札参加資格確認申請書チェックリスト
- (4) 提出方法 持参によること。
- (5) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第10 その他

(1) 入札の中止等

競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても、入札を延期し、中止し又は取り消しをすることがあります。

(2) 入札結果の公表

落札者決定の翌日から「さくら広域環境衛生組合 事務局」において閲覧に供します。

(3) 契約書作成の要否

要します。（落札決定後5日以内）

(4) 契約者

さくら広域環境衛生組合 管理者 辻本 眞宏

(5) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒639-3121 奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3
さくら広域環境衛生組合 事務局 TEL0746-47-2215

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

- ① 第7(2)①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ③ 奈良県又は組合構成町村において入札参加資格停止措置を受けた場合
- ④ 破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合
- ⑤ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお充前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時事業にかかる契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等に当たり、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カ)に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (ク) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 契約保証金

要する(契約金額の100分の10に相当する額以上)。

その他、さくら広域環境衛生組合契約規則に定めるところによります。

(8) その他詳細や定めのない事項については、さくら広域環境衛生組合契約規則、さくら広域環境衛生組合競争入札執行要綱及び関係法令によるものとします。

(9) 問い合わせ

不明な点については、〒639-3121

奈良県吉野郡大淀町大字西増596番地の3

さくら広域環境衛生組合 事務局

TEL: 0746-47-2215

FAX: 0746-47-2135

e-mail: sakura-kouiki@kcn.jp

まで問い合わせてください。